

教育情報データ標準仕様 Ver. 0.1

EIDS (Educational Information Data Standard) Ver.0.1

1. 共通仕様

1. 1. データフォーマット

- 1. 1. 1. データは XML で記述されること。
- 1. 1. 2. 他システム連携を目的として外部出力する際には、データを CSV でも出力可能とすること。

1. 2. データセキュリティ要件

- 1. 2. 1. セキュリティは、推奨仕様である財団法人コンピュータ教育開発センター（CEC）の教育情報 DSS（教育情報 Data Security Standard）に可能な限り準拠していること。
- 1. 2. 2. 当該教育委員会のイントラネット外からアクセスする場合は、VPN 接続と認証要件に生体認証を含んでいること。
- 1. 2. 3. セキュリティ要件に関しては、自治体の情報セキュリティポリシーがある場合には、そちらに対応することを優先していること。

1. 3. データアクセス権限設定

- 1. 3. 1. 個別仕様で要求するデータ入力担当者（以下データオリジネータとする）のみが、原初データを入力可能とすること。
- 1. 3. 2. 個別仕様で要求する所属長（以下データオーナーとする）及びデータ管理責任者（以下データチェッカーとする）による、原初データの修正を可能とすること。
- 1. 3. 3. 個別仕様で要求する閲覧許可者ごとに閲覧可能範囲を設定する。

1. 4. データ真正性保証

- 1. 4. 1. データの真正性を保証するため、個別仕様で要求する指定期間におけるデータオーナーのデータ妥当性審査後、データオーナーが電子印鑑等の真正性保証データを付加し、それ以後のデータ修正を不可能とし、データを固定すること。
- 1. 4. 2. データの記入、修正、閲覧、電子印鑑の押印の、アクセス者、アクセス日時、アクセス元のログを、文書保存年限中、データオーナーのみが閲覧可能な状態で保存すること。

1. 5. データ可用性保証

- 1. 5. 1. データ保存年限中のデータの可用性を保証するため、データは RAID で保存すると共に、外部リムーバブル記憶媒体へのバックアップ機能を実装し、バックアップデータを耐火書庫で保存可能とすること。

1. 6. データ関係保証

1. 6. 1. 他システムとの連携を保証するため、データオーナーの許可により、XML データと CSV データを、インポート、エクスポートする機能を実装すること。
1. 6. 2. エクスポートしたデータには、暗号化とパスワード保護を実施すること。

1. 7. データの保存年限

1. 7. 1. 法令、文書管理規則等に基づき、データ保存年限を設定し、保存年限満了後は、データオーナーの許可により、データを完全消去すること。また、そのためデータ完全消去ソフトまたは機能実装すること。

2. 個別仕様

2. 1. 指導要録

2. 1. 1. 別表1のデータフォーマットを有すること。
2. 1. 2. 別表1の個人基本データは、住民基本台帳または学齢簿からインポート可能とすること。
2. 1. 3. 別表1の出欠の記録は、出席簿の出欠管理データからインポートすること。
2. 1. 4. 学校基本データ及び学校更新データは、データチェッカーによる入力を一括して全個人データに反映すること。
2. 1. 5. 電子化未実施地区への転出に対応するため、文部科学省の例示に近い形式で、A4 縦用紙に印刷可能であること。また、その際、「この写しは、原本と相違ないことを保証します。」という文言と学校長職印電子印鑑を欄外上部に自動印刷すること。
2. 1. 6. 学校長の指定により、データチェッカーを設定すること。
2. 1. 7. データチェッカーが、学校基本情報、学校更新情報、学級担任・教科担任データを入力し、データオリジネータとして設定とすること。
2. 1. 8. データオリジネータは、当該年度4月1日から3月31日まで原初データの入力、修正、閲覧、電子印鑑の押印が可能であること。
2. 1. 9. データチェッカーとデータオーナーは、当該年度4月1日から次年度5月1日まで、データの修正、電子印鑑の押印が可能であること。
2. 1. 10. 別表1のインデックスデータ及び編・入学・転学データを基に、学級ごとの指導要録索引として、別表1-1のデータを、一覧表示・印刷が可能であること。
2. 1. 11. 別表1のインデックスデータ及び編・入学データを基に、学校全体の編・入学簿として、別表1-2のデータを、一覧表示・印刷が可能であること。
2. 1. 11. 別表1のインデックスデータ及び転学データ、退学データから、学校全体の退学簿または除籍簿として、別表1-3のデータを、一覧表示可能であること。
2. 1. 12. 情報公開請求時に対応するため、データオーナーの部分指定により、黒塗りつぶしによる伏せ字印刷が可能であること。